

(案)

第 6 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書
第 6 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(耳川森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自	令和 3 年 4 月 1 日
至	令和 8 年 3 月 31 日

(令和 6 年 3 月変更)

九州森林管理局

(案)

第 6 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(耳川森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

(令和 6 年 3 月変更)

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

次の理由から国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項に基づき変更する。

- 1 国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）及び地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について（平成 11 年 1 月 29 日付け 11 林野経第 4 号林野庁長官通知）の一部改正により、1（3）森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項として、国有林野の管理経営に関する基本計画に定める特に効率的な施業を推進する森林について記述することとなったため変更。
- 2 令和 4 年台風 14 号及び令和 5 年 7 月の豪雨により林道等が被害にあったことを踏まえ伐採箇所の見直しを行ったため、1（4）主要事業の実施に関する事項の①伐採総量、②更新総量及び③保育総量を変更。

なお、本変更計画の効力は、令和 6 年 4 月 1 日より生じる。

注 1： 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更等の箇所である。

注 2： 各表の数値の計は四捨五入のため、必ずしも一致しない。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1
① 伐採総量	1
② 更新総量	1
③ 保育総量	1

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、都道府県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養^{かん}タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
本 計 画	67,460	207,761 (2,106)	13,779	289,000

注1 () は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	130	—	130

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	ぼう芽整理
本 計 画	283	55	113	—

(案)

第 6 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(耳川森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

(令和 6 年 3 月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

次の理由から国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）第 14 条第 2 項に基づき変更する。

- 1 国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）及び地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について（平成 11 年 1 月 29 日付け 11 林野経第 4 号林野庁長官通知）の一部改正により、3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積について、記述することとなったため変更。
- 2 令和 4 年台風 14 号及び令和 5 年 7 月の豪雨により林道等が被害にあったことを踏まえ伐採箇所の見直しを行ったため、2（4）伐採総量、（5）更新総量及び（6）保育総量を変更。

なお、本変更計画の効力は、令和 6 年 4 月 1 日より生じる。

注 1： 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更等の箇所である。

注 2： 各表の数値の計は四捨五入のため、必ずしも一致しない。

目 次

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの 伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量 ………	1
(4) 伐採総量 ……………	1
(5) 更新総量 ……………	2
(6) 保育総量 ……………	2
3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積 ……………	2

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(4) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	林 地					林地以外	合 計	
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐 採 量	計			
山地災害防止タイプ	—	9,056 (95)	9,056					
自然維持タイプ	—	2,266 (35)	2,266					
森林空間利用タイプ	—	— (—)	—					
快適環境形成タイプ	—	— (—)	—					
水源涵養タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	21,305	9,746					31,051
	スギ長伐期	642	143,592					144,234
	ヒノキ長伐期	—	32,340					32,340
	スギ・ヒノキ複層林	45,513	10,761					56,274
	計	67,460	196,439 (1,975)					263,899
合 計	67,460	207,761 (2,106)	275,221					13,779
年 平 均	12,987	41,969 (436)	54,956	2,844	57,800	—	57,800	

注1 () は間伐面積である。

2 年平均については、増減した量を残計画年数で除し、従前の年平均に増減させ記載した。

3 四捨五入の関係で計と内訳の合計が一致しないことがある。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m³)

市 町 村 名	林 地					林地以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐 採 量	計		
日 向 市	37,353	24,438	61,791				
美 郷 町	1,691	16,571	18,262				
諸 塚 村	—	12,507	12,507				
椎 葉 村	28,416	154,245	182,661				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位：ha)

区分	山地災害防止タイプ	自然維持タイプ	森林空間利用タイプ	快適環境形成タイプ	水源涵養タイプ	合計
人工造林	単層林成	—	—	—	44.22	44.22
	複層林成	—	—	—	86.01	86.01
	計	—	—	—	130.23	130.23
天然更新	天然下種第1類	—	—	—	—	—
	天然下種第2類	—	—	—	—	—
	ぼう芽	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	130.23	130.23

(6) 保育総量

(単位：ha)

区分	山地災害防止タイプ	自然維持タイプ	森林空間利用タイプ	快適環境形成タイプ	水源涵養タイプ	合計
保育	下刈	—	—	—	283.00	283.00
	つる切	—	—	—	55.42	55.42
	除伐	—	—	2.12	110.65	112.77
	ぼう芽整理	—	—	—	—	—
	計	—	—	2.12	—	449.07

3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

所在地（林小班）	面積（ha）
1い、い1、い2、は、へ、へ1、れ、つ、ら、2い、ろ、ろ1、ろ2、ろ3、は、ほ、へ、と、ち1、れ、つ1、ね、ね1、ら1、く、く1、く2、く3、や、や1、ま、け、け1、ふ、ふ1、ふ2、こ、さ1、さ2、め、み、ひ、せ、3ろ、ろ1、4と、ち、る4、よ、60は1、68ろ、70ろ、ろ2、ろ3、は、は1、は2、に、へ、71い3、72ろ1、ろ4、73に、111い、112い、ろ、ぬ、115と、ち、142ほ、144へ、158ち、219は1、248い、ろ、250ろ、は、に、ほ、と、と1、ち、り2、そ、つ、ね、251ろ、253れ、255へ、263い、か	385